

第3期矢巾町耐震改修促進計画

令和 8 年 8 月

矢 巾 町

平成 20 年 3 月 策定

令和 2 年 3 月 第 1 回見直し

令和 8 年 8 月 第 2 回見直し

目 次

序 章 計画策定の目的	2
1 計画策定の趣旨	
2 策定の経緯	
3 計画の位置づけ	
4 計画の期間	
5 凡例・用語	
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1 想定される地震の規模、被害の状況	
2 耐震化の現状	
3 耐震化の目標	
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
2 役割分担の考え方	
3 町が取り組む具体的施策の方向性	
第3章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	9
1 関係団体による協議会等への参加	
2 その他	
【資料】	10
多数の者が利用する建築物	
岩手県の活断層	

序 章 計画策定の目的

1 計画策定の趣旨

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。）において、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村は区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものと規定されています。

いつ、どのような規模で発生してもおかしくない地震に対し、被害を最小限に抑え、また災害発生後の早期復旧を可能とするため、建築物の耐震化の促進を図ることを目的として「矢巾町耐震改修促進計画」を策定します。

2 策定の経緯

平成 7 年の阪神・淡路大震災による地震被害を受け、平成 7 年に耐震改修促進法が制定されました。平成 17 年には法律の実効性を高めるために同法の一部が改正され、岩手県では平成 19 年に「岩手県耐震改修促進計画」が策定されました。

本町においては、平成 20 年 3 月に「矢巾町住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定し、令和 2 年 3 月の見直しを経て、建築物の耐震診断や耐震改修の計画的な促進に取り組んできたところです。

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な規模で、多くの人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。当町においても震度 6 弱を記録し、一部の建築物に大きな被害が生じました。

その後も全国各地で地震被害が相次いで発生していることから、令和 7 年には建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号。以下「国の基本方針」という。）が改正され、新たな建築物の耐震診断及び耐震改修の目標及び取組が示されました。

第 3 期計画では、これまでの計画を継承しながら、近年の災害被害を踏まえ、建築物の耐震診断や耐震改修の促進に引き続き取り組んでいきます。

3 計画の位置づけ

この計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づき、国の基本方針及び「第 4 期岩手県耐震改修促進計画」を勘案して策定しており、本町の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。

また、この計画は「矢巾町総合計画」及び「矢巾町国土強靱化地域計画」を上位計画とし、「矢巾町地域防災計画」や「矢巾町住生活基本計画」などの関連計画と連携を図りながら推進する計画として位置づけるものです。

4 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

5 凡例・用語

矢巾町耐震改修促進計画における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
国の基本方針	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築主事を置く市町村については市町村長、その他の市町村については県知事
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第6条第2項に規定する規模以上の建築物
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く）
要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第3条に規定する建築物 （建築物の用途に応じて、階数3以上かつ5,000㎡以上 等）
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第5条第3項第1号又は第2号の規定により耐震診断の結果の報告の期限に関する事項などが計画に記載された建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、岩手県においては23市町村が地震防災対策推進地域に指定されており、また沿岸の12市町村は津波避難対策特別強化地域に指定されています。
- (2) 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）では、当町においても震度6弱を記録し、建物104棟に一部被害が発生しました。
- (3) 矢巾町地域防災計画では、想定地震を北上低地西縁断層帯の花巻断層帯における内陸直下型地震（マグニチュード7.4）としており、推定震度は震度6弱と予測しています。

2 耐震化の現状

(1) 住宅

令和5年時点で、住宅総数6,830戸のうち5,961戸が耐震性ありと推計されています。

用途等	令和5年度（現状）				
	総数（戸） A	旧耐震基準による建築物 B	耐震性有り・耐震改修済 C	新耐震基準による建築物 D	耐震化率 E
住宅	6,830	1,387	518	5,443	87.28%

$$\text{耐震化率} E = (C + D) / A$$

※出典：令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

(2) 町有施設

令和7年度末現在、町が所有する施設のうち多数の者が利用する建築物に該当する施設の耐震化の状況は、以下のとおりです。

用途等	総数 (棟) F	旧耐震 基準に よる 建築物 G	耐震			新耐震 基準に よる 建築物 K	耐震化率 (%) L
			診断済 H	耐震性	耐震		
				あり I	改修済 J		
町営住宅	4	4	4	4	0	0	100.0
小中学校	6	3	3	0	3	3	100.0
庁舎等	1	0	－	－	－	1	100.0
体育館	2	2	2	1	1	0	100.0

公民館等	3	0	-	-	-	3	100.0
計	16	9	9	5	4	7	100.0

$$\text{耐震化率} L = (I + J + K) / F$$

※規模要件

対象施設	対象規模
町営住宅	階数 3 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上
小中学校	階数 2 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上
庁舎等	階数 3 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上
体育館	階数 1 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上
公民館等	階数 3 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上

※多数の者が利用する町有施設の耐震化率の推移（耐震化済件数/総数（耐震化率））

用途等	平成 19 年度 （計画策定時）	平成 29 年度	令和 7 年度
町営住宅	4/4（100%）	4/4（100%）	4/4（100%）
小中学校	3/6（50%）	6/6（100%）	6/6（100%）
庁舎等	1/1（100%）	1/1（100%）	1/1（100%）
体育館	1/2（50%）	2/2（100%）	2/2（100%）
公民館等	3/3（100%）	3/3（100%）	3/3（100%）
計	12/16（75%）	16/16（100%）	16/16（100%）

3 耐震化の目標

（1）住宅

耐震化率を令和 12 年度までに 90%とすることを目標とします。

用途等	令和 12 年度（目標）				
	総数 （戸） A	旧耐震基準に よる建築物 B	耐震性有り・ 耐震改修済 C	新耐震基準に よる建築物 D	耐震化率 E
住宅	7,000	1,140	450	5,850	90.0%

（2）町有施設

廃止や集約化を検討中の施設を除き、町有施設の耐震化率は 100%を達成していることから、引き続き適切な維持管理を行います。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化を図り、地震による被害を軽減することは、次の観点から重要な取り組みであり、関係主体がそれぞれの役割に応じ連携して推進します。

- ①建築物の倒壊を防ぎ、居住者や利用者の生命を守ること
- ②建築物の損傷を抑制することで、二次被害の発生や避難の障害となることを防ぎ、被害を最少化すること
- ③被害の程度によって、継続使用可能な状態を保つ、又は速やかに復旧を図り、生活再建や地域の復旧を早めること

2 役割分担の考え方

耐震改修促進計画においては、行政による支援や情報提供と、所有者等による主体的な耐震化の取り組みが相互に補完しあう体制が重要です。

①住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、防災対策を自らの問題であると同時に地域全体の課題として捉え、積極的に耐震化に取り組んでいくことが大切です。

②県の役割

県は、市町村や住宅・建築物の所有者等と連携し、次の取り組みを通じて県域全体の耐震化を計画的かつ総合的に推進します。

- ・市町村が行う耐震診断・耐震改修の促進に関する取り組みが円滑に進むよう、技術的助言や情報提供等の支援を行います。
- ・広域的な立場から住民や市町村に対する情報提供と行うとともに、専門的な知識や技術を持つ信頼性の高い技術者の育成と確保に取組みます。
- ・県有施設は防災対策上重要な役割を有するものが多いことから、県自らが率先して県有施設の耐震化に取り組めます。
- ・県が所管する公共性の高い建築物については、設置主体に対して耐震化に関する啓発や助言を行い、施設の安全性向上を促します。
- ・耐震化を住宅の価値向上や暮らしの質の向上につなげる視点で情報発信を行います。

③町の役割

- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者に対して耐震化に取り組んでいただくよう働きかけを行います。
- ・住宅・建築物の所有者が耐震化に取り組むやすい環境整備や負担軽減に努めます。
- ・多くの町有施設が防災対策上重要な位置づけにあることから、率先して所有施設の耐震化に取り組めます。

④建築関係団体に期待される役割

建築の専門的知識を有し、住宅・建築物の所有者等に直に接する機会が多いことから、

耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

3 町が取り組む具体的施策の方向性

(1) 町有施設等の耐震診断・耐震改修の率先実施等

町有施設及び災害時の避難場所や防災活動の拠点となる施設については、それぞれの立地状況や改修計画を勘案しながら、耐震診断・耐震改修を進めていきます。

①矢巾町公共施設等総合管理計画に記載された町有施設の耐震化の状況は、次のとおりです。

- ・町営住宅 ……14 施設のうち 6 施設が耐震化済みです。
- ・小中学校・保育園 ……7 施設すべてが耐震化済みです。
- ・庁舎等 ……7 施設すべてが耐震化済みです。
- ・体育施設・公民館等 ……7 施設すべてが耐震化済みです。
- ・その他の施設 ……20 施設のうち 18 施設が耐震化済みです。

②矢巾町が選定する指定避難所等の耐震化の状況は、次のとおりです。

種類	用途等	総数	耐震化	耐震化率
指定避難所	小中学校・保育園	7	7	100%
	体育施設・公民館等	2	2	100%
	その他の町有施設	8	8	100%
	自治公民館	35	－	－
	その他の民間施設	2	－	－
指定福祉避難所	民間福祉施設	14	－	－

(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

町は、町内に存する木造住宅に対して、耐震診断・耐震改修を実施する事業に補助金を交付し、耐震化の促進を支援しています。

また、耐震化に関する広報や相談者に対する情報提供を行い、耐震診断・耐震改修に関する啓発に取り組んでいきます。

①木造住宅耐震診断士派遣事業

木造住宅の耐震診断を実施する所有者に対して、県が認定する耐震診断士を派遣し、診断費用の一部を助成します。

②木造住宅耐震改修工事助成事業

耐震診断により改修が必要と診断された住宅の耐震改修費用の一部を助成します。

(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

岩手県が認定している岩手県木造住宅耐震診断士など耐震診断技術者の周知に努め、活用を図ります。また、岩手県が開催する耐震診断講習会等の実施に協力します。

(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

岩手県、市町村、建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりに参加し、普及・啓発を行います。

また、矢巾町住宅耐震化緊急アクションプログラムを策定し、住民に対する情報提供により耐震化の普及啓発に努めます。

(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

①防災担当課と連携し、震災時の拠点となる建築物の安全確保とライフラインの耐震対策を進めます。

②地震発生時において円滑な避難と救命活動を維持するとともに、緊急物資輸送を滞りなく行えるよう、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化に努めます。

③地震によるブロック塀倒壊の危険を周知し、費用の一部助成により避難路や通学路等に指定された道路に面する危険ブロック塀の除却を促します。

④窓ガラス・天井・外壁の落下による避難・救助活動への支障に対する安全対策を促進します。

⑤地震時のエレベーターの閉じ込め等に対する安全対策を促進します。

(6) 特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等への協力

①耐震改修促進法による指導等の実施への協力

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられています。町は、岩手県が行う診断結果の公表、耐震改修の指導及び助言等について、連携して協力を行います。

②建築基準法による勧告等の実施への協力

建築物の所有者が必要な耐震改修を行わず、保安上の危険があると認められる場合、岩手県が当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して必要な措置を行うよう勧告や命令を実施する際に、連携して協力を行います。

第3章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会等への参加

岩手県、市町村及び建築関係団体等の関係者で構成する「岩手県耐震改修促進協議会」に参加し、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換を行い、計画の円滑な実施を図ります。

2 その他

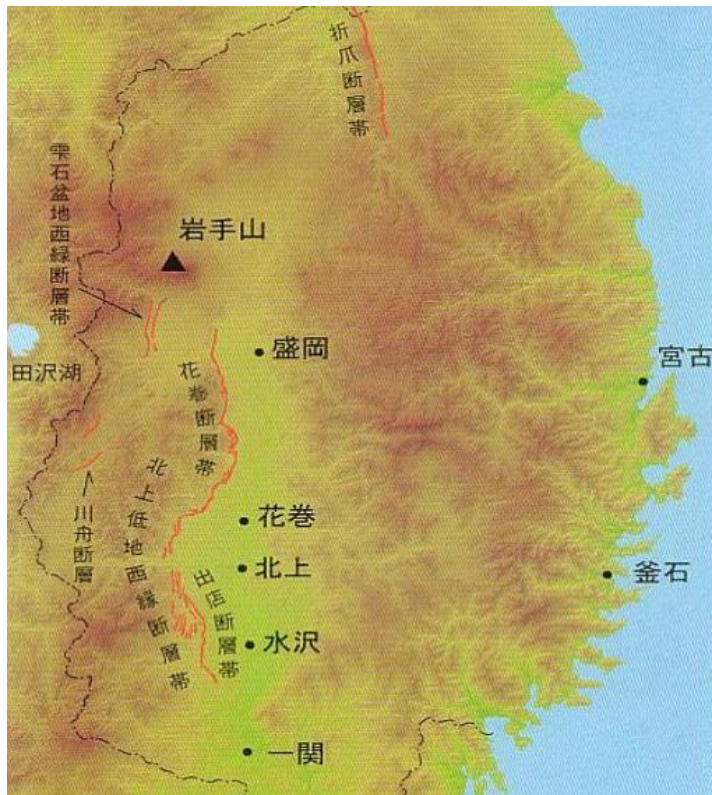
この計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等に合わせて、適宜見直しを行うものとします。

【資料】

■多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条関係）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (③一般対応建築物)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (②重点的対応建築物)	要緊急安全確認大規模建築物要件 (①耐震診断義務付け建築物)
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共のように供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上

■岩手県の活断層



※出典：岩手県ホームページ「活断層調査」（令和6年3月13日掲載）

■北上低地西縁断層帯の評価

1 断層帯の位置及び形状

北上低地西縁断層帯は、岩手県の紫波郡矢巾町西方から胆沢郡胆沢町南部にかけてほぼ南北に延びている。全体として長さは62kmで、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。横ずれ成分は認められない。本断層帯は複数の断層から構成されており、これらは一部で並走して分布することもある。

2 断層帯の過去の活動

北上低地西縁断層帯は過去3万年間に少なくとも2回活動したと推定される。活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に5m程度隆起した可能性がある。最新の活動は4千5百年前頃にあった可能性がある。

3 断層帯の将来の活動

北上低地西縁断層帯では、断層帯全体が一つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.8程度の地震が発生する可能性がある。また、その時、断層の近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に5m程度高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。

■北上低地西縁断層帯の特性

項目	特性
1. 断層帯の位置・形態	
(1) 北上低地西縁断層帯を構成する断層	南昌山断層群、上平（うわんだいら）断層群、横森山断層群、法量野一浦沢断層、天狗森断層、出店（でたな）断層など
(2) 断層帯の位置・形状等	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 （北端）北緯 39° 37′ 東経 141° 06′ （南端）北緯 39° 04′ 東経 141° 04′ 長さ 62km 地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 一般走行 南北 上端の深さ 0 km 傾斜 西傾斜 20―30° （地表付近） 西傾斜 30―40° （地下 7―8 km 以浅） 幅 20―30km
(3) 断層のずれの向き	西側隆起の逆断層
2. 断層帯の過去の活動	
(1) 平均的な断層のずれの速度	断層帯全体 0.2―0.4km／千年（上下成分）
(2) 過去の活動時期	活動 1（最新活動） 4500 年前頃 活動 2（一つ前の活動） 3 万年前から 7 千年前以前 歴史時代にはこの断層帯から発生したと思われる被害地震は知られていない。
(3) 1 回のずれの量と平均活動間隔	ずれの量（撓みを含む） 5m 程度（上下成分） 平均活動間隔 1 万 6 千年から 2 万 6 千年
3. 断層帯の将来の活動	
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	断層帯全体で 1 区間 マグニチュード 7.8 程度 ずれの量（撓みを含む） 5m 程度

※出典：平成 13 年 6 月 13 日地震調査研究推進本部地震調査委員会

矢巾町道路住宅課住宅政策係

〒018-3692 矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地

TEL : 019-611-2635

FAX : 019-611-2629